

「戦争する国」への暴走を食い止めるには

安倍政権のもとで、「戦争する国」づくり、改憲の動きが加速している。

二〇一三年末の臨時国会では、「特定秘密保護法」「日本版NSC創設法」がそれぞれ成立した。

特定秘密保護法

わずか一カ月の審議で強行成立した特定秘密保護法は、秘密事項を政府が決め、何が秘密かも国民に知らされないなど、戦前の軍機保護法・国防保安法を想起させるものであり、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重を掲げた日本国憲法の下で到底許されない。

TTP問題や原発問題などへの民間団体による調査や取材など、広範な市民活動や平和運動も対象になり得ることが国会審議で明らかとなった。

また、特定秘密取扱者に対する「適性評価」実施は、個人の政治活動・表現の自由に関わる調査も含まれるほか、信用状態や通院歴などのセンシティブ情報、医療機関や金融機関などへの反面調査や、配偶者など身近な者も調査対象にされることも重大な問題である。

医療関係者としては、この点は看過できないし、何が秘密かも明らかにされないもとで、診療現場での問診・患者との対話にも深刻な影響を及ぼすことも問題である。

国会審議では「保全監視委員会」「情報保全観察室」などの第三者的なチェック機関が終盤になって提起されたが、いずれも政府内に設置するとされ、政府と独立した法的根拠を持たせることが必要である。

国民世論は成立後も「修正・廃止を」が八二％（共同通信、十二月八・九日）など、採決強行に不信も根強い。今後、廃止（撤廃）を求める署名運動や、廃止法案提出、違憲訴訟などが提起されることが予想される。九条を守ろうと願う私たちの取り組みも、こうした世論・国民との共に合流してゆきたい。

武器輸出原則見直し、自衛隊海外派兵強化へ

特定秘密保護法と同じく成立した日本版NSC創設法に基づき、「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」が十二月十七日に相次いで閣議決定された。

国家安全保障戦略は、これまでの日本の安全保障の基本理念とされた「専守防衛」「軍事大国とならない」「積極的平和主義」に書き換えた。積極的平和主義とは、その目標として「抑止力強化」「日米同盟強化」を、「外交努力」「人的貢献」よりも優先して掲げるなど、海外での武力行使を可能にし、アメリカと肩を並べて戦争ができるようにする集団的自衛権行使をめざしていることが首相の言動から明らかである。

同戦略では、歴代政権が対米の例外はあっても掲げ続けた「武器輸出三原則」を廃止することを明記した。十二月末には、南スーダンの国連軍への銃弾提供を決めるなど、武器輸出三原則のなし崩しが進行している。

また、「我が国と郷土を愛する心を養う」と「愛国心」を明記し、憲法の「思想及び良心の自由」に真つ向から反して国民の内心に踏み込む内容となっていることも重

大である。

中期防衛力整備計画では、総額二十四兆六千七百億円と、二〇一〇年の民主党政権時代の同計画より一・二兆円増額した。内容も、機動戦闘車九十九両、水陸両用車五十二両をはじめ、オスプレイ十七機、無人偵察機三機など、海外派兵、敵基地攻撃能力強化を具体化している。

改憲をめぐって

憲法をめぐっては、一月からの通常国会に「改憲手続き法（国民投票法）」改正が日程に上ってくる。これは、改憲投票の年齢、成人年齢を、それぞれ法施行四年後に十八歳以上にすることが報道されており、明文改憲の土俵を整備する狙いがある。

そして、安倍政権は最終ゴールとして、憲法そのものの「改正」を決してあきらめてはいない。二〇一二年発表の自民党改憲草案は、国防軍創設、平和的生存権否定など極めて危険な内容であり、これらを国会提出させない取り組みも重要となってくる。

◇ ◇ ◇

「あいち医師・歯科医師九条の会」は第十七回となる「憲法のつどい」を鈴木秀美氏（大阪大学大学院教授）を招いて開催する。鈴木氏は、「毎日新聞」連載中の「憲法をよむ」で「自民党の憲法改正草案は立憲主義の観点から見ると、人権保障の水準が後退している」「（自民党案の『思想・良心の自由』条文に関して）憲法は権力による人権侵害を禁じるもので、一般の私人間の禁止規定を書き込むべきではない」などと指摘している。

ドイツをはじめとした世界の憲法にも精通した鈴木氏を迎え、憲法や民主主義をめぐる日本の現状をどう見たらよいか、私たちの課題は何か、講演をいただく。是非ご参加いただきたい。

「あいち医師・歯科医師九条の会」第17回憲法のつどい

テーマ：どうなる憲法、どうする憲法

～秘密保護法成立、集団的自衛権行使容認の危機の中で～



●講師

鈴木秀美氏（大阪大学大学院 高等司法研究科 教授）

●とき 2月15日(土)午後3時～5時

●ところ 愛知県保険医協会伏見会議室

（名古屋市中区錦1丁目13-26、名古屋伏見スクエアビル9階／TEL 052-223-0415）

●参加費 医師・歯科医師1,000円、一般市民500円

◎テーマ趣旨：安倍政権のもとで憲法改定発議が現実味を帯びています。

2013年末の「特定秘密保護法」と日本版NSC創設法成立は、今後、集団的自衛権行使容認にむけた準備の加速、国民投票法改正で改憲の環境整備も進むと思われます。

講師の鈴木氏の専門分野である比較憲法学、日本とドイツの憲法比較から、日本での改憲の動きは、立憲主義の観点から憂慮すべき事態であること、「お任せ民主主義」の意識にある私たちの課題は何か。世界の憲法、国際的平和の枠作りの流れの中でどう見たら良いのか等、大きな視野で講演いただきます。

改憲、構造改革の新段階と国民的 共同の課題は――渡辺治氏が講演

十一月二十四日の保険医協会評議員会記念講演で、渡辺治氏（一橋大学名誉教授）は「安倍政権の改憲・構造改革にどう立ち向かうか？ ―安倍改憲、構造改革の新段階と国民的共同の課題―」と題して講演した。渡辺氏は、七月の参院選の結果、構造改革路線をめぐる二つの対抗の構図を生み出し、安倍政権が進める構造改革と改憲路線に対して、国民的共同が必要と述べた。概要を紹介する。（愛知保険医新聞十二月五日号から）

参院選結果……構造改革政治の軌道修正と新たな対抗

七月の参院選は、①自民党の議席圧勝（得票率も得票数も増加）、②民主党・維新の会の後退で保守二大政党づくりが崩壊し保守多党制が進行、③対抗する共産党の躍進――という結果をもたらした。これらは、構造改革政治二十年の帰結として、新自由主義側から「アベノミクス」を前面に押し出した「対案」＝構造改革路線の修正あるいは再起動の提示と、そこから脱却する対案への期待という二つの流れが対峙する構図を生み出した。

社会保障構造改革、改憲、集団的自衛権

構造改革とは、グローバル企業の競争力強化のための改革であり、三つの柱に分けることができる。つまり、①社会保障費を目玉とした財政支出削減、②法人税減税の代替財源として消費税増税、③規制緩和（労働者賃金削減、派遣法、リストラ促進）――である。

このような構造改革は二十年にわたり続けられたが、社会保障の連続改悪や非正規雇用の増大、餓死や過労死を激化させるような格差や貧困

の拡大を生み、自民党から民主党政権への交代も促す結果となった。特に第二の矢は、衰退した地域経済に公共事業のカンフル剤を打ち、自民党が得票を増やす効果をもたらした。再び政権についた安倍首相は、これら構造改革への修正を施し、再起動を図った。それがアベノミクスの三本の矢である。

消費税増税、TPP参加、改憲などの本音を隠して臨んだこともあつて、参院選挙では自民党の圧勝となった。

参院選後、安倍政権は消費税増税、法人税減税・設備投資減税の推進、TPP参加、原発再稼働を相次いで表明している。社会保障改革では公的社会保障の分担縮小と大企業の市場創出を企図している。

しかし、このような構造改革は、医療や雇用などへの国と自治体の責任をなくし、TPP参加は地域の経済、営業を破壊する。

また、安倍政権は改憲、軍事大国化を強力に進めるために解釈改憲でやれるところをまず進め、あとから憲法そのものを変えようとしている。秘密保護法制は、反戦運動や言論規制を行うことでこれらの戦略を進める役割を果たす。

改憲、構造改革を阻む国民的共同づくりのために

それでは、このような安倍政権の戦略に対抗するにはどのような展望があるか。それは、次のように整理できよう。

①安保や革新自治体運動の当時とは異なる国民的共同の形として、地域の保守、市民運動、女性パワー、膨大な層となった非正規労働者など新しい力との共同、②社会保障の破壊、九条改悪反対、原発再稼働反対、TPP参加反対の一点で良心的な保守の人々とも共同、③地域に根付き、地域の組織化を（「九条の会」は地域・職域に七千五百あまりに発展。このほかにも原発再稼働反対での地域ぐるみの運動、そして、地域に信頼の根を張る開業医の存在は重要）、④改憲、構造改革に代わる新たな福祉国家型の国と地域づくりの対案を。

署名や声を上げる取り組みがカギ

医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、第十六回の憲法のつどいを十月五日に開催、「どうなる憲法、どうする憲法」参院選挙後の情勢と私たちの課題」をテーマに、愛知県弁護士会から平井宏和副会長、同憲法委員会委員の田巻紘子弁護士を講師に迎えた。医師・歯科医師、市民ら四十人が参加した。

平井副会長は、九六条改憲、集団的自衛権行使容認、特定秘密保護法制定などの動きに関して、日弁連・中部弁護士連合会・愛知県弁護士会が大会決議・意見書・会長声明などを活発に表明していることを紹介



平井氏(上)、田巻氏(下)

さらに、愛知県弁護士会は、金山や栄での街頭宣伝や署名活動にも取り組みんでいるとも述べた。

その上で、平井氏は「改憲を掲げる自民党が圧勝した国政の状況で、多くのマスコミが改憲の危険性について触れないなど、弁護士会としての意見表明だけでは世論を変える力にならない」と述べ、自ら関わった芦浜原発計画撤回訴訟では、訴訟自体は負けたが、県民過半数の八十万を超える署名を集約し、原発計画を撤回させたこと、ローン会社等の上限金利の引き下げ運動でも、署名や地方議会での意見書採択が国会議員も動かし、引き下げを実現したことを紹介して、運動の必要性を説いた。

田巻氏は、内閣法制局長官人事や安保法制懇などを通じた集団的自衛権行使の容認の動きや特定秘密保護法制定の動きが進行しているとして、私たちが主権者として多方面から声を上げることが重要と述べた。

特定秘密保護法案に関しては、自らが弁護士団として参加した自衛隊イラク派兵訴訟で自衛隊の行動に関する情報開示文書は黒塗り部分が多くあったが、それでも得られる情報があったのに対し、特定秘密保護法では、このような文書自体が機密扱いされて開示されなくなる恐れがあると述べた。